

令和4年7月
(第24回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和4年7月25日(月曜日)

令和4年7月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年7月25日(月曜日) 午後9時00分～午前10時30分

2 開催場所 南大隅町役場 佐多支所

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1 番	山 之 口 勝 一
〃	2 番	北 之 口 洋 一
〃	3 番	富 田 良 成
〃	5 番	後 藤 望
〃	6 番	淵 脇 耕 二
〃	7 番	溝 田 耕 一
〃	8 番	東 山 崎 勝 一
〃	9 番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	11番	徳 留 徳 次
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局主幹兼係長 中村 玲子
事務局書記 中島 大貴

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第78号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第79号 非農地証明願いに係る証明について
議案第80号 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
報告第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の変更について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和4年7月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は12名です。東山崎委員が都合で遅刻という事でございます。
全員出席されておりますので総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、9名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長： それでは、6番の淵脇委員と7番の溝田委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の中村氏と中島氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
許可申請は2件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが2件でございます。

(2ページ 議案第78号の議案書、3ページの集計表の読み上げ)

4ページ、5ページ受付番号1号の資料については、それぞれお目通し下さい。

また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。

議長： ありがとうございます。
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

7番： 7番溝田です。7月20日9:00より私、野村推進委員、事務局2名、北山登喜男
さんの代理人の方と現地調査を行いました。
申請地は〇〇内の運動場の北の端にあります。北側が水田で南側が運動場となっており
ます。10数年くらい前は水田でしたが、運動場整備の際A番地というのが運動場
ですが、その一部を申請人にゆずり現在、水稻が作付されています。
B番地は申請人の水田でこの南側に位置する今回の申請のA番地ですが、後で出てく
るB番地というのが非農地申請で出てきますが、それと交換という形になって今、現
在申請人の水田と一緒に水田を作っておられるように今後も水田として活用
し周囲に迷惑をかける事はないと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。事務局及び担当委員から報告がありましたが、これより、質
疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当
の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員会のご判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第78号受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第78号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

次に議題第78号受付番号2番です。事務局の説明をお願いします。

事務局長： 受付番号2番の資料については6ページから7ページです。それぞれお目通しください。また別添の調査表についても併せてご覧いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。それでは、地区担当委員の現地調査の報告を求めます。

10番： 10番田淵です。7月20日午後1時30分から譲受人と田島推進委員の3名で調査しました。現地は〇〇集落から〇〇集落へ500m程の場所です。長方形の水田で普通水稻が作付けされています。譲渡人は他にも水田があり手が回らないとのことでした。譲受人は南側が自分の水田で利便性も良いことから売買の運びとなったものです。調査の意見としては、譲受人は地域の農地を守ることに積極的であり水稻もきれいに管理されていることから問題ないと考えます。

議長： ただいま担当委員より説明がありました。これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。地区担当の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議長： よろしいですか。それでは、受付番号2番について農地利用最適化推進委員会のご判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番について、許可やむなし、とされる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、許可やむなし。でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を踏まえ、議題第78号受付番号2番について許可される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議題第 7 8 号受付番号 2 番については、許可する事に決定いたします。

議 長： 次に議題第 7 9 号「非農地証明願いに係る証明について」です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長： それでは、8 ページの議案第 7 9 号の議案書をご覧ください。
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は 3 件です。

(8 ページ 議案第 7 9 号の議案書の読み上げ)

受付番号 1 番の資料については、9 ページから 1 1 ページです。
それぞれ御目通してください。よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局より報告がありましたが担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

7 番： 7 番溝田です。7 月 2 0 日 9 : 0 0 より先程の 3 条申請と同じ場所でしたので立ち合いを致しました。今回の 3 条申請の申請地の隣で現在、〇〇の運動場の一部になっております。ブロックが積まれて境界がしっかりなされています。
調査の意見としまして、ここは 1 0 数年前に申請人の水田でしたが境界線が曲がっていきまして、土地の交換をしてそれぞれの水田と運動場の一部となっています。
5 ページの図と 1 1 ページの図を合わせて頂けたら分りますが A 番地、B 番地が交換であります。
申請人の水田の境界線もまっすぐなり運動場の方もまっすぐ境界がされて同じ 1 5 m²でした。
現在、運動場になっておりますが水田に戻す事は難しいと考えます。当時すぐ申請すべきでしたが、なされず現在に至っています。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。
担当委員の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号 1 番について農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号 1 番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(挙手)

全推進委員、「承認やむなし」でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ議案第 7 9 号受付番号 1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議題第79号受付番号1番について、非農地として承認することに決定いたします。

次に議案第79号受付番号2番でございます。
事務局より議案の説明を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局長： 受付番号2番の資料については、12ページから15ページです。
それぞれ御目通しください。よろしくをお願いします。

議 長： ここで担当委員の現地調査の報告をお願いします。

10番： 10番田淵です。7月20日午後1時から田島推進委員と現地調査を行いました。場所は〇〇公民館の道路向かいです、A番地は〇〇店の鉄筋スレート倉庫が建っています。B番地は倉庫の西側で竹が茂っています。この畑の西側はビワ畑です。南側も畑ですが、ここ最近では耕作されず荒地となっています。所有者の〇〇さんに電話で聞いた所、倉庫部分については20～30年前に母親が貸して賃貸料をもらっているとの事です。また、西側の畑についてはお茶が植えてありましたが、抜本後、借り手もなくそのままの事です。調査の意見として、倉庫の部分は復旧できないとの事。西側の荒地についても所有者に帰郷の意思はなく借り手もない事から認めざるを得ないかと考えます。ご審議をよろしくをお願いします。

議 長： はい。ありがとうございました。ただ今、担当委員からの報告がありましたが、これより審議に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。地区担当の田島推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

事務局： はい。今回の申請人については地区がありましてA地区ともう1つがB地区で後藤委員に行ってもらっていますので報告して頂けたらと思います。

議 長： それではB地区の報告をお願いします。

5番： はい。5番後藤です。7月21日午後2時より大内山委員と現地調査をしてきました。現地は国道〇〇号線を〇〇へ向かって1km程、町道を登って行った通称、〇〇橋付近にあります。ピーマングループの堆肥舎のすぐそばです。杉林の奥にあり雑木林の様な状態です。調査の意見としましては、ピーマングループの堆肥舎を作った私自身もピーマングループだったので、その25年前の時も現地に畑があったとは想像もつきませんでした。大型重機を入れなければ復元できない状態にあり、非農地にする事に問題ないと考えます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： はい。ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。地区担当の田島委員、大内山委員ございましたらお願いします。

議 長： 田淵委員、B番地の非農地証明後の、あと地の利用は何かあるんですか。大変便利的には良いが所ですが非農地にできるかな。隣接の土壌は何か栽培がされているのですか。

6 番 : 1番上の方の建物の所はどうしようもないんですが、その内側の方とB番地は今こんな状態で竹やぶでして、その西側まではビワが植えてあって南側の方は畑なんですけど最近は何も作っていない感じです。

議長 : はい。ありがとうございます。他にございませんか。
よろしいですか。はい。それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと
思います。推進委員の皆さんにお伺いします
議案第79号受付番号2番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

ありがとうございました。全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、
議案第79号受付番号2番について、承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第79号受付番号2番については、非農地として承認することに決定いたします。

議長 : 次に議案79号受付番号3番です。事務局からの説明をお願いします。

事務局長 : 受付番号3番の資料については、16ページから18ページです。それぞれ御目通し下さい。よろしく申し上げます。

議長 : ここは私の担当でしたため報告いたします。

7月21日谷口推進委員と現地調査という事で現地確認へ行きましたが、現地まで行く事ができませんでした。資料の写真の通りですね〇〇という所がありますがその下が根占池田線の県道でございます。

ビロウが何本か生えているんですが〇〇地区という集落が〇〇の右側にあり、そこから入って1kmくらい林道が一部舗装されているのですが、それ以降はもう大変な所でした。

全部、杉林でございます。戦前戦後、こういった所まで開畑され耕作されていたと考えられます。植林後40年~50年経ってしまして、今、伐採が入っております。今後、こういう所を開拓するとは思えない。

〇〇線を通る人は分かるかと思いますが、県道の横から杉林です。ですので許可やむなしと判断致しました。ご指摘、ご意見等ありましたらお願いします。

議長 : 皆様、何かございませんか。よろしいですか。はい。それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと
思います。推進委員の皆さんにお伺いします
議案第79号受付番号3番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

ありがとうございました。全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第79号受付番号3番について、承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第79号受付番号3番については、非農地として承認することに決定いたします。

議長： 次に議案第80号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明致します。
(19ページ 議案第80号の議案書のみ読み上げ)
20ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)
21ページから24ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。
よろしく申し上げます。

受付番号2番から5番に野村推進委員に関する議題が提出されております。
よって南大隅町農業委員会会議規則12条の議事参与の制限により退出していただきます。

(野村推進委員退出)

これより質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。
推進委員の皆さんにお伺いします
議案第80号の集積計画について異議なし。とされる方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

ありがとうございました。全推進委員、異議なし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第80号について、計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第80号については、計画のとおり決定いたします。

(野村委員入室)

次に報告第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

事務局： 農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行っております3件について、耕作者変更の届けがありましたので、報告します。

(25ページ 報告第8号の議案書の読み上げ)

26ページ以降に詳細を記載しておりますが、設定を受ける者の氏名の上段が新たに借り受ける者、下段のカッコ書きが前耕作者となっております。
その他の詳細についてはそれぞれ御目通しください。よろしく申し上げます。

議 長：これより審議に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
よろしいですか。これについては、報告でございますので、採決はいたしません。

以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご意見があれば挙手をお願いします。

事務局：① その他（あっせん申し出2件）
② 8月行事予定について（水田調査・現地調査・定例総会）

議 長：よろしいですか。
それでは、以上をもちまして、令和4年7月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員